

○総社市地域集会所建設費補助金交付要綱

平成17年3月22日

告示第68号

(趣旨)

第1条 地域社会を基盤として結成された町内会、部落会、自治会等の自治組織(以下「自治組織」という。)が集会又は社会活動の場として地域集会所を新築、取得、増築又は修繕及び地域集会所の用に供する土地を取得(市長が別に定める基準による場合に限る。)するときは、当該自治組織に対し、この要綱の定めるところにより補助金を交付する。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表に定めるところによる。

(補助金に係る帳簿等の保存)

第3条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第4条 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、総社市補助金等交付要綱(平成17年総社市告示第6号)の定めるところによる。

附 則

この告示は、平成17年3月22日から施行する。

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

区分	補助金額		補助金限度額	
	補助対象経費	補助率	自治組織の世帯数が 200世帯以上	自治組織の世帯数が 200世帯未満
新築	基準工事費又は工事 実費のうち、いずれ か低い額	以内 3分の1	250万円	200万円
建物の取得	現在価格、基準工事 費又は建物取得実費 のうち、いずれか低 い額	3分の1	250	200
増築又は修繕	工事実費(100万円以 上の場合に限る。)	5分の1	120	120
バリアフリー工事	工事実費	2分の1	50	50
土地の取得	土地の取得実費	3分の1	250	200
冷暖房設備の設置	設置実費	5分の2	50	50

備考

- 1 2つ以上の区分を適用する場合の補助金額は、それぞれの区分で算定した額の合計額とする。ただし、その補助金限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 冷暖房設備の設置を伴う場合
自治組織の世帯数が200世帯以上の場合は300万円、200世帯未満の場合は250万円
 - (2) 冷暖房設備の設置を伴わない場合
自治組織の世帯数が200世帯以上の場合は250万円、200世帯未満の場合は200万円
- 2 「土地の取得」に係る補助の場合は、当該年度又は翌年度において「新築」、「建物の取得」又は「増築又は修繕」の事業を行う場合等に限るものとする。
- 3 バリアフリー工事とは、手すりの取付け、段差の解消、床又は通路面の材料の変更、扉・便器の取替え等の工事をいう。なお、増築又は修繕を行う際に合わせてバリアフリー工事を行う場合は、「増築又は修繕」及び「バリアフリー工事」のいずれの区分も適用することができる。この場合における補助対象経費は、「増築又は修繕」の区分については、バリアフリー工事以外の部分に係る工事实費と、「バリアフリー工事」の区分については、バリアフリー工事に係る工事实費とする。
- 4 この要綱により既に補助金の交付を受けている自治組織については、2の場合、バリアフリー工事及び冷暖房設備の設置を行う場合を除くほか、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間は新たに補助金の交付を受けることができない。
- 5 補助金額に10,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

<地域集会所に関する補助金交付基準>

1. 新築、取得の場合の選定基準

(1) 集会所の範囲

20世帯以上の自治組織について適用する。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(2) 集会所の規模

建築床面積は、30平方メートル以上とする。ただし、取得と同時に増築する場合は、増築後の床面積が30平方メートル以上とする。

なお、建築床面積は、主として集会の用に供する部分で占められる構造のものとし、特殊な目的に使用する部分(料理講習室等)が主たるものであってはならない。また、農機具倉庫等集会の用に供さない部分を併設したときは、併設部分は除くものとする。

2. 基準工事費

基準工事費は、国土交通省が定める前年度の公営住宅標準建設工事費のうち、簡易耐火構造平屋建第二種の額を基準として算出するものとする。

区分	添付書類	
新築	工事見積明細書 設計書・設計図 敷地の所有権又は使用についての権利を証する書類 建築確認通知書の写し	
建物の取得	集会所の用に供する旨の書類 売買見積明細書	
増築又は修繕 バリアフリー工事	工事見積明細書 設計書・設計図 敷地の所有権又は使用についての権利を証する書類 建築確認通知書の写し（修繕・バリアフリー工事は不要）	
建物の取得・増築・修繕	建物の取得，増築又は修繕の区分による必要な書類	
土地の取得	土地の取得及び新築	工事見積明細書 設計書・設計図 建築確認通知書の写し 集会所の用に供する旨の書類 売買見積明細書
	土地の取得及び建物の取得	集会所の用に供する旨の書類 売買見積明細書
冷暖房設備	工事見積明細書 設計書・冷暖房設備仕様書	
※ その他 市長が必要と認める書類		